

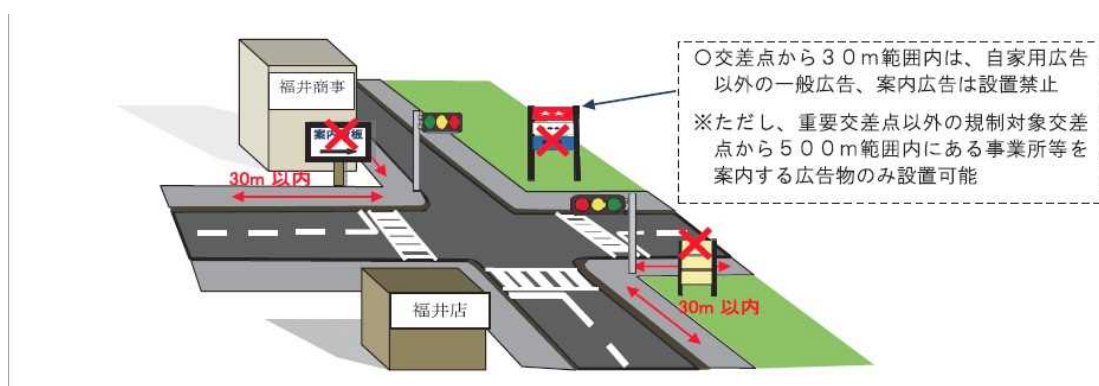
屋外広告物禁止地域 路線等一覧

	路線等
第 1 種禁止地域	国史蹟区域(白山平泉寺旧境内)、天然記念物区域(アラレガコ生息地の九頭竜川、北谷町杉山の化石発掘現場など)、都市公園、図書館等の公共施設の敷地内など
第 2 種禁止地域	①一般国道 157 号の両側 300m 勝山市北谷町谷（石川県境）から勝山市長山町（一般県道滝波長山線との交差点）まで ②主要地方道大野勝山線の両側 300m 勝山市平泉寺町大渡（一般県道上唯野西屋勝山線との交差点）から勝山市平泉寺町大矢谷（大野市境）まで ③一般県道平泉寺線の全区間の両側 300m ④一般県道平泉寺大渡線の全区間の両側 300m ⑤一般県道奥越高原線の両側 300m 勝山市平泉寺町赤尾（一般県道平泉大渡線との交差点）から勝山市平泉寺町小矢谷（大野市境）まで ⑥法恩寺山有料道路の全区間の両側 300m ⑦勝山市道 5－2 1 号線の全区間の両側 300m ※ ただし、商業地域等は除く
第 3 種禁止地域	①一般国道 1 5 7 号の両側 300m 勝山市長山町（一般県道滝波長山線との交差点）から勝山市遅羽町下荒井（大野市境）まで ②一般国道 4 1 6 号の両側 300m 福井市石橋町（一般国道 3 0 5 号との交差点）から勝山市滝波町（一般県道滝波長山線との交差点）まで ③主要地方道篠尾勝山線の両側 300m 福井市篠尾町（一般国道 1 5 8 号との交差点）から福井市市波町（一般国道 1 5 8 号下新橋北詰）まで ④一般県道藤巻下荒井線の両側 300m 永平寺町市荒川（一般県道牧福島市荒川線との交差点）から勝山市遅羽町下荒井（一般国道 1 5 7 号との交差点）まで ⑤一般県道勝山インター線の全区間の両側 300m ⑥中部縦貫自動車道のうち供用されている区間の両側 500m ※ ただし、商業地域等は除く

*商業地域等とは、住居専用地域を除く用途地域をいう。

	路線等
許可地域	禁止地域を除く市内全域 (住居専用地域を除く用途地域内は、許可地域となります。)

信号交差点周辺の規制



事故の危険性が高い交差点 ⇒ 長山町交差点 (重要交差点)

上記のほか、信号機のある以下の交差点

⇒ 国道と国道が交差、国道と県道が交差、国道と市道が交差、県道と県道が交差